

2016

May, Vol. 171

News Letter

— 目 次 —

Oracle12c 機能紹介⑥ セキュリティ

支払処理を合理化しましょう

Plaza-i 新機能—伝票ファイル—覧照会

Plaza-i 新機能—実行予算タスク期間別明細

継続的業務改善・モニタリングに役立つ Plaza-i 保守履歴の活用

最新の Plaza-i バージョン情報

日台民間租税取決めの実施に係る国内法の整備について

税制改正に伴う減価償却方法の変更

Bal

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4階
株式会社 ビジネス・アソシエイツ TEL03-5715-3315 FAX03-5715-3318
あいわ税理士法人 TEL03-5715-3316 FAX03-5715-3318

Oracle12c 機能紹介⑥ セキュリティ

Oracle Database 12c では監査機能の強化、管理権限の分散などセキュリティ強化のための機能が追加されました。

暗号化機能は 2015 年 11 月のニュースレターで紹介しましたので、今回は暗号化以外のセキュリティ強化機能について紹介します。

統合監査

Oracle Database には、以前のバージョンから、「必須監査」「特権ユーザ監査」「標準監査」「ファイングレイン監査 (Enterprise Edition のみ)」「Oracle Database Vault (Enterprise Edition の有償オプション)」等の監査機能が用意されています。

Oracle Database 12c でも上記の監査機能を使用できますが、これらの監査機能は個別に設定する必要があり監査証跡の保存場所も監査機能ごとに異なるため、運用する場合管理者の負担が大きくなります。

Oracle Database 12c では「統合監査」と呼ばれる仕組みが追加されました。統合監査は、文字通り各種の監査機能が統合され、監査証跡の保存場所も統一されますので、管理者の負担を軽減できます。

統合監査は既定では無効です。有効化するためには、Oracle Database をシャットダウンした状態で「Oracle ホーム¥bin」フォルダ内にある「orauniau12.dll.dbl」を「orauniau12.dll」にリネームします (Windows Server の場合)。

統合監査が有効であるかどうかは「v\$option」ビューで確認できます。

統合監査の監査証跡は、AUDSYS スキーマ内に保存され「unified_audit_trail」ビューで確認できます。

統合監査では「DBA」ロールや「SYSDBA」権限を使用しなくても済むよう、

「AUDIT_ADMIN」・「AUDIT_VIEWER」ロールが用意されています。

AUDIT_ADMIN ロールが付与されているユーザは、監査対象の設定などの管理作業ができます。AUDIT_VIEWER ロールが付与されているユーザは、監査証跡の照会 (unified_audit_trail ビューの参照) ができます。

監査証跡の書き込みモード

Oracle Database 11g 以前は、監査アクションが実行される都度、即時、監査証跡がディスクに保存していました。

Oracle Database 12c では、監査証跡を一時的にメモリ上の SGA キューに保存し、まとめてディスクに書き出すモードが追加され、このモードが既定に設定されています。

このモードは、監査証跡作成に伴うパフォーマンス低下を抑制できるメリットがありますが、その一方、万が一インスタンスがクラッシュした場合、SGA キューにある (まだディスクに書き込まれていない) 監査証跡は失われる可能性があります。

パフォーマンスを優先する場合、SGA キューを使用するモード、監査証跡が失われないことを優先する場合、従来型の即時書き込みモードにすると良いでしょう。

なお、SGA キューを使用するモードは統合監査を使用する場合、使用しない場合、どちらでも使用可能です。

管理権限の分散

一人の管理者ユーザに各種の管理権限を集中させることはセキュリティ上、好ましくありません (権限最小化原則)。

Oracle Database には以前から「SYSDBA」「SYSOPR」権限がありますが、SYSDBA は権限が強力すぎ、SYSOPR では管理作業のための権限が足りない場合があります。

Oracle Database 12c では「SYSBACKUP」「SYSDG」「SYSKM」権限が追加され、強力すぎる SYSDBA 権限を複数の管理者ユーザに分散できるようになりました。

SYSBACKUP 権限が付与されたユーザは Database のバックアップ、リストアを実行できます。

SYSDG 権限は、Oracle Data Guard (2010 年 11 月のニュースレターをご参照ください) の管理を行うための権限です。

SYSKM 権限は透過的データ暗号化 (2015 年 11 月のニュースレターをご参照ください) の暗号鍵を管理するための権限です。

バックアップ管理者 (SYSBACKUP) と暗

号鍵管理者 (SYSKM) を分離しておけば、例えばバックアップ管理者が悪意を持ってデータを盗み出そうとしても、暗号鍵がないためデータを取り出すことはできません。

データベース管理者の権限を SYSOPR、SYSBACKUP、SYSKM、SYSDG 等に分散させ、強力すぎる SYSDBA 権限の使用を止めることができれば、より安全にデータベースを管理・運用できます。

支払処理を合理化しましょう

はじめに

Plaza-i には APS 債務管理という債務計上、支払、買掛金未払金の管理を行うためのモジュールがあります。あらゆる業種に対応可能であり、Plaza-i なのでもちろん外貨にもしっかり対応しています。正しく利用しないと本来の効果は発揮できませんので、今回は APS を利用した支払処理と経理処理の合理化についてご説明致します。

債務計上がスタート

APS では債務計上傳票の計上がスタートとなります。債務計上傳票さえ計上してしまえばボタンを押していくことで支払処理と経理処理が完了するところが、APS の大きな特徴です。

PUR 購買管理、SVP サービス業購買管理、GPM 一般購買、EPS 経費精算、PRJ プロジェクト管理などを導入している場合は支払依頼データを APS に受け入れて債務計上傳票を自動生成できます。他社の経費精算ソフト等をご利用の場合は他社ソフトの支払依頼データを CSV 等を介して APS に取込みすることもできます。

APS と連動するモジュールを導入する、データ取込を利用するといったように、できる限り伝票を自動生成することが債務計上合理化のポイントです。

合理化する上でもう一つのポイントは請求書との消費税差額処理です。各業者から届く請求書には端数処理等様々な計算方法で算出した消費税が載っています。税込で債務計上して税抜きした消費税と請求書の消費税は誤差で一致しないことは多くあります。「差額を認識する」ことは消費税取引区分の入力間違いなどを発見するためにも極めて重要ですが「端数誤差を調

整する」ことは意味がありません。なぜなら Plaza-i でせっかく正しい計算方法で税抜きしているのに色々な基準で計算している相手の請求書に合わせて調整することは、正しくない方に合わせて調整していることになるからです。(消費税の詳細については GLS 一般会計のユーザーガイドの概要章にある「消費税の基本と計算」の説明をご参照下さい。)

また他モジュールから受け入れた仕入等、外税で入力して消費税を計算している場合、消費税金額が請求書と異なり、結果として税込金額が請求書と一致しない場合もあります。ここは会社の方針によるところですが、特に振込を行う場合は振込手数料を差し引いて支払う慣行が広く採用されており、業者側も請求書通りに支払ってこないことを通常としている場合が多いことから、一般的にはそのまま支払うことで問題ありません。特殊な事情が無いのであればそのまま支払って支払処理を合理化することをお勧め致します。

ボタン 1：債務計上承認

債務計上傳票を承認すると経理処理としては、(借り方) 仕入れ・経費・仮払い家費税等/(貸方) 買掛金・未払金等という仕訳を GLS 一般会計に自動生成できます。支払処理としては、同じ支払先、同じ支払予定日の支払データを自動集計します。単に集計するだけでなく振込手数料を自動計算して支払金額から差し引いたり、半分は振込・半分は手形というように支払方法を自動で振り分けたりしてくれます。

自動集計した支払データを変更できるのですが、できる限り(もちろんチェックは必要ですが) 自動で集計した支払データでそのまま支払できるようにしていくことが目標となります。自動集計方法は支払先マスター等のマスターの設定で決まりますので、適切にマスターを設定することが支払処理を合理化するポイントです。

ボタン 2：支払承認処理

支払データはリアルタイムで集計するため、実際に振込する前に支払承認処理により支払日の支払データが動かないようにロックします。APS の利用者が少ないなど、運用によっては支払承認処理は省略も可能です。

支払手形の場合は支払データから支払手形データを作成します。最終的には自動仕訳で手形の仕訳が GLS にできるため、支払手形の件数

が多い場合は、支払手形管理オプションを導入することが経理処理合理化のポイントです。

ボタン 3 : FB データ作成

支払承認処理で固まった支払データから FB(ファームバンキング) データを作成できます。作成した FB データを銀行の Web-Banking 等に取り込みして承認すれば、振込処理は完了です。全銀フォーマットだけでなくデータのフォーマットはマスターで定義できますので、海外送金の FB データ作成も可能です。

銀行と FB 契約をして、自動集計した支払データで振込してしまうことが支払処理合理化のポイントです。

ボタン 4 : 支払確定処理

支払処理が完了したら買掛金や未払金を消します。(借方)買掛金・未払金等/(貸方)預金・支払手形等という仕訳が GLS に自動生成されます。外貨の場合は支払時の為替差損益も自動計上してくれます。

更に支払手形については、支払手形一括決済処理を行うと(借方)支払手形/(貸方)当座預金という仕訳ができます。

ボタン 5 : 月次更新処理

最後に毎月、月次更新処理を行います。月次更新処理を行うと、APS 内の取引データを集計して買掛金や未払金等の残高データができます。APS の各種残高帳票で買掛金や未払金の残高をしっかりと管理できます。

月次更新処理時に外貨残高の評価替えもできますので GLS に為替差損益の仕訳を自動計上してくれます。

おわりに

APS は正しく利用すれば、支払件数が少ない会社でも必ず効果が出てくるシステムです。特に GLS のみご利用頂いている場合は APS も利用しないと勿体ないです。APS を利用して、ぜひ支払処理と経理処理を合理化して下さい。

既に APS をご利用頂いている場合、正しい運用をしているか見直して頂くと共に GPM 等のモジュールを導入し更なる合理化だけでなく内部統制強化等の管理レベル向上を目指して下さい。

Plaza-i 新機能－伝票ファイル一覧照会

新年度が始まり 1 か月、緑の香りが心地の良い季節となりました。年度終わりに整理したはずの自分のデスクを見渡すと、システム開発の設計書や経理提出用の領収書など、たった 1 か月で随分と書類が増えたように思います。

今回は、その書類を電子化し、Plaza-i と関連付けて管理することを念頭に、「伝票ファイル一覧照会」機能 (V2.01.25.01 でリリース) を紹介したいと思います。

伝票ファイル添付機能との関係

以前にご紹介しておりますが、伝票ファイル添付機能とは、各種伝票の入力内容を補足するファイルを伝票と関連付けて保存する機能です。この機能を利用して保存したファイルを、今回ご紹介する「伝票ファイル一覧照会」画面から検索することが可能となります。

なお、現在、伝票ファイル添付機能は、下表の画面で対応しております。

システム	メニュー
FAS	本勘定繰入 資産台帳メンテナンス 少額固定資産台帳登録
MNT	製品保守(依頼・確認、承認、割当、実行、検査、履歴編集)
PRJ	支払査定入力ー注文払い 支払査定入力ー臨時払い 経費報告書入力
PRJ	経費報告書一覧編集
SFM	営業案件登録
SOE	見積伝票入力 受注伝票入力
SVC	見積伝票入力 サービス契約-新規・変更・解約・照会

例えば FAS、資産台帳メンテナンスから伝票ファイルを添付する場合は、その資産の形状を表した写真の画像情報を登録したり、SOE、受注伝票入力から伝票ファイルを添付する場合は、その受注に関する得意先からの注文書を登録するといったことが可能です。

添付ファイルを利用した検索

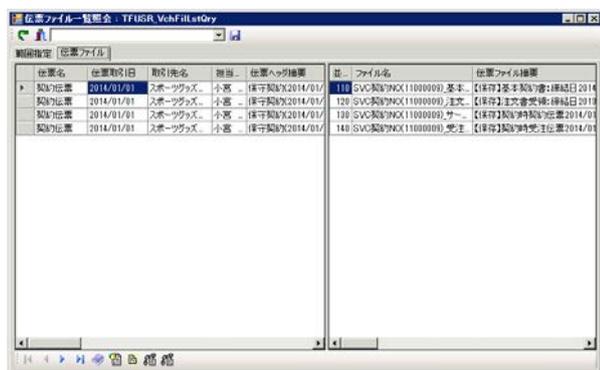
さて、伝票ファイル添付機能により Plaza-i

内に保存された添付ファイルは、「伝票ファイル一覧照会画面」から、様々な検索条件を利用して抽出することが可能となります。



例えば、特定の文字が含まれているファイルを添付した伝票を検索したり、特定の得意先で入力した伝票に添付したファイルの内容を検索したりといったことが可能です。

さらに、添付されたファイル内のテキスト情報を検索条件に指定した検索も可能です。テキスト検索が可能な PDF ファイルや、エクセルファイル、ワードファイルでは、そのファイル内に含まれている特定の文字列を検索条件に利用できます。(PDF ファイルでも、スキャナで画像としてスキャンしているものはこの検索機能は利用できません)



検索条件に該当する伝票ファイルの一覧が表示された場合、そのファイルが添付されている元の伝票へそのままジャンプすることも、添付されているファイルそのものを開くことも可能です。

例えば、監査対応で、ある注文書に関する受注伝票を提示してほしいといった要請があった場合、素早く該当する伝票を提示するといったシーンでの活用などが期待できます。(ただし、このような活用を想定する場合、あらかじめ伝票に添付するファイル名を検索しやすい名称に

するなど、運用ルールをあらかじめ定めておくことが重要です)

留意事項

伝票ファイル機能は色々なシーンでの活用が期待できますが、書類を電子化しファイルとなったものを保存しなくてはなりません。そのためにはファイルを保存する領域が必要です。

既存のサーバ上にファイルを保存していくだけの領域が十分に用意されているか、もしくは新しい保存領域を準備するのか事前の調査が必要となります。

また、ファイルの保存領域は有限ですので一定期間経過したファイルはバックアップとして別の領域へ移動するといったメンテナンス計画を事前に立案しておく必要がある点にもご注意ください。

おわりに

2016 年に、書類の電子化といったら“何を今さら”と思われることでしょうか。実際、多くの企業で書類の電子化に向けたシステム投資が進められてきたと思いますが、十分に進んだとは言えません。

おそらく、今までの書類の電子化とは電子化した書類を保存するということまでが目的とされていからではないでしょうか？

Plaza-i では、伝票ファイル添付機能と組み合わせることでその伝票に関連する書類が確認でき、また逆に、伝票ファイル一覧照会機能を利用して、電子化した書類から関係している Plaza-i の伝票を見つけることも可能となります。

ただ単に書類が電子化されるだけではなく、日常の業務で利用する伝票と関連付けできるところに本機能の特徴があります。ERP システムである Plaza-i の強みが発揮できる機能でもありますので、ご興味を持たれた方は、ぜひ弊社サポート担当者・導入担当者または[弊社 HP 資料請求](#)にてお問い合わせください。

Plaza-i 新機能－実行予算タスク期間

別明細

今回は V2.01.31 でリリースした実行予算タスク期間別明細の機能をご紹介します。

※以降、実行予算タスク期間別明細の予算を「月別予算」と称します。

タスク別予算を月別に登録・管理

従来のバージョンですと実行予算を月別に登録するという概念はなく、そのプロジェクトの全体の予算としてのみ登録します。固定的なプロジェクトだったらプロジェクトの開始年月日から終了年月日の間毎、サイクルプロジェクトだったらサイクルの期間、例えば 1 年毎の予算という考えです。

つまり、あるプロジェクトで「年に学習時間を 20 時間予定している」といった予算を作成するといった考えであり、予算の消化具合も年単位で把握する事になります（あくまでも Plaza-i のデータの中だけの話しです。）。

月別予算の機能を利用すると、例えばサイクルプロジェクトであれば、1 年毎の予算を月毎の粒度で予算登録出来ます。月毎に予算を登録する事によって月別での予実績の管理を可能とし、実行予算の過不足を適時に把握でき早期にそのプロジェクトの状況を確認する契機となります。

つまり、上記の例で説明しますと「4 月に 10 時間、8 月に 5 時間、12 月に 5 時間、の計 20 時間を学習時間として予定している」といった考えで予算作成し、4 月の段階で実績時間が 15 時間と計上されていたら、4 月時点で予算超過していることを検知でき、担当者への確認・実行予算の変更などの行動をとることになります。

いろいろな入力補助機能

月別に予算を登録するということは、それだけ入力する手間が増える事を意味します。その手間を省くための機能として、「積算」「展開」「実行予算月別明細外部データ取込」がございます。

「積算」は、タスク期間別明細タブで月別に

登録した予算を積み上げて、実行予算タスク明細（全体）の予算を算出します。

「展開」は、実行予算タスク明細（全体）の予算からタスク期間別明細タブの会計期間で均等に分割し、月別予算を算出します。

「実行予算月別明細外部データ取込」は、所定のフォーマットのエクセルから、月別予算を登録・編集出来ます。

予実績を管理する画面

予実績を確認する方法は「月別原価発生状況照会」で確認する事が出来ます。特定のプロジェクトのタスク毎の原価発生状況を、その月に登録した予算と共に月次推移を確認出来ます。

例えば、ZSCMN というプロジェクトに研修学習時間を計上するとします（タスクコード：10_に研修学習を識別）（弊社例）。

会計期間はデフォルトのまま過去 1 年とし、表示区分で数量、集計区分をタスク、予実表示区分を差に指定すると、縦にタスク、横に過去 1 年間の月毎の研修学習の予算時間と実際に計上した実績時間、予算と実績の差を照会することができ、予算の消化状況を月別に確認することが出来ます。

おわりに

実行予算登録タスク期間別明細への運用変更は、セットアップの検討・残高の検討が必要になります。ご興味を持たれた方は、ぜひ弊社サポート担当者・導入担当者までご連絡下さい。

継続的業務改善・モニタリングに役立つ

Plaza-i 保守履歴の活用

はじめに

業務プロセスの改善は、システムが本番稼働してからが実践段階の始まりです。継続的に業務をモニタリングしていく必要があります。システムが安定稼働した後は、システムをさらに効率よく効果的に“使いこなす”段階に入っていきます。

日頃から業務を運用（システム系作業、人間系作業など全て）されていると、いろいろな業務改善への気づき（思いつきなども含めて）があ

るのではと思います。また、内部環境や外部環境変化による新たな業務への対応、新たな課題が発生し、それらの情報を継続的に管理し、関係者で情報共有していくのは意外と大変な苦労があるのではないのでしょうか。

改善への気付き情報共有

そこで、改善への気付きの情報を共有する仕組みとして保守履歴を活用されてはいかがでしょう。

今すぐの対応でなくても、気づいたその時に、こんな気付きがありましたとサポート担当にメールなどでお知らせ下さい。保守履歴に反映いたします。

あらかじめ「保守行為」の運用を決めておけば、継続的業務改善の「課題」と捉えて気付き情報を蓄積していくことが可能となり、その価値は大きいと思われれます。

尚、保守履歴は Plaza-i メニュー (Plaza-i サポート履歴照会) からの閲覧も可能です (詳細は、お問い合わせください)。

定期的な業務の見直し

こうして蓄積された業務改善への気付き情報は、改善テーマのたたき台として、いつでも利用できます。四半期毎、半期毎、期末など、定期的な業務プロセスの検証・評価に有効な情報となります。

また、改善テーマの検討・評価に弊社のコンサルタントが加わることで、最新機能で解決できることや運用の見直しなどですぐ解決できることなど、業務の改善にお役に立てることも多いと思われれます。

終わりに

お客様社内のコミュニケーションツールとして、またお客様と弊社のコミュニケーションツールとして、Plaza-i 保守履歴をもっと活用されてはいかがでしょうか。

Plaza-i 保守履歴をもっと、お客様の継続的業務改善に活用したいとお考えでしたら、この機会に是非、弊社サポート担当にご相談下さい。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成 28 年 5 月 11 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.35.03

Plaza-i 給与計算システム V2.0.5.37

なお、Plaza-i 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) Top 画面の「ニュース」欄にも掲載しております。

日台民間租税取決めの実施に係る国

内法の整備について

平成 28 年度の税制改正法案が 3 月 29 日の参議院本会議で可決・成立し 4 月 1 日から施行されました。平成 28 年度の税制改正は、法人税の実効税率の引下げと、消費税の軽減税率の導入をメインとしながら、近年高まっている国際的な税制の整備という面からも改正が行われ、その 1 つとして、日台間の健全な投資と経済交流の促進を目的として、新たに日台間の租税の取扱いに関する国内法が成立しました。

<制度概要>

日本と台湾には政府間の正式な国交がありません。したがって、国と国との約束事である租税条約（二重課税の排除などを目的とした国家間での取決め）を締結することはできません。

そこで、平成 27 年 11 月 26 日に両国の民間レベルで、二重課税の回避や脱税防止など、租税条約に相当する内容を盛り込んだ「日台民間租税取決め」の署名が行われ、この民間レベルでの取決めを日本国内で有効にするための国内法が平成 28 年度の税制改正で整備されました。

（主な項目の抜粋）

事業所得	台湾居住者の事業所得のうち、日本国内の事業所得に帰属しないものは非課税
投資所得	台湾居住者が支払いをうける配当・利子・使用料に対する税率を以下の通り軽減 ・配当：10% ・利子：10%（※） （※）台湾政府等が支払いを受けるとは免税 ・使用料：10%
短期滞在者免税	台湾居住者が支払いを受ける一定の給与について、短期滞在者に該当する場合は非課税

<適用時期>

日台民間租税取決めでは、効力発生のために国内で必要となる手続きが完了したことを書面により相互に通知することとされ、双方の書面のうちいずれか遅い方が受領された日が、同取決めの効力発生日とされています。

日本	課税年度に基づいて課税される租税	取決めの効力発生年の翌年 1 月 1 日以後に開始する課税年度の租税から適用
	課税年度に基づかないで課税される租税	取決めの効力発生年の翌年 1 月 1 日以後に課される租税から適用
台湾	源泉徴収される租税	取決めの効力発生年の翌年 1 月 1 日以後に支払われる所得から適用
	源泉徴収されない所得に対する租税	取決めの効力発生年の翌年 1 月 1 日以後に開始する課税年度の所得から適用
情報交換条項	取決めの効力発生年の翌年 1 月 1 日以後に開始する課税年度の租税、又は、同日以後に課される租税に関する情報から適用	

日本では、平成 28 年度の税制改正法案の成立により必要な手続きが完了したことになるため、台湾において国内法の整備等の手続きが完了した翌年 1 月 1 日以後の適用開始となりますが、平成 29 年 1 月 1 日からの適用開始となるのではないかとされています。

<おわりに>

上記の通り、適用開始時期は台湾での国内法の成立に委ねられているため厳密には未定ということになりますが、平成 29 年 1 月 1 日からの適用開始を見据えて、今から適用開始後の取扱いと影響について事前に検討しておくべきと思われます。現時点で台湾の現地法人や現地の個人と取引がある方はもちろん、今後、取引を予定されている方についても制度概要のご理解とご検討をお願い致します。

税制改正に伴う減価償却方法の変更

企業会計基準委員会は 4 月 22 日、税制改正に伴う建物附属設備等の定額法への変更に関して実務対応報告案を公表

平成 28 年度税制改正において、法人実効税率引下げ財源の一つとして、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備及び構築物の税務上の減価償却方法から定率法が廃止され、定額法に一本化されています。

<改正の対象となる減価償却資産>

	改正前	改正後
建物	定額法	定額法
建物附属設備	定額法・定率法	定額法
構築物	定額法・定率法	定額法
機械及び装置	定額法・定率法	定額法・定率法
船舶	定額法・定率法	定額法・定率法
航空機	定額法・定率法	定額法・定率法
車両及び運搬具	定額法・定率法	定額法・定率法
工具、器具及び備品	定額法・定率法	定額法・定率法

(出典：経済産業省「平成 28 年度 経済産業関係 税制改正について」)

ところで、従来いわゆる税法基準により会計上の減価償却方法を定めてきた企業の多くは、今回の税制改正を受けて、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備及び構築物の減価償却方法について定額法への変更を検討しているものと思います。

税制改正に合わせた減価償却方法の変更が監査上の取扱いに示される「正当な理由による会計方針の変更」に該当するか否かがこれまで疑問視されていましたが、今般、企業会計基準委員会 (ASBJ) は実務対応報告公開草案第 46 号「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い (案)」を 4 月 22 日に公表し、今回の税制改正を理由に償却方法を変更した場合、「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」として取り扱うものと示しています。

実務対応報告案における取扱い

(1) 従来、法人税法に規定する普通償却限度相当額を減価償却費として処理している企業において、建物附属設備、構築物又はその両方に係る減価償却方法について定率法を採用している場合、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する当該資産に係る減価償却方法を定額法に変更するときは、法令等の改正に準じたものとし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うものとする。

(2) 上記 (1) に記載する会計方針の変更以外の減価償却方法の変更については、自発的に行う会計方針の変更として取り扱うものとする。

(3) 上記 (1) に従って会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う場合、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 19 項及び第 20 項の定めにかかわらず、次の事項を注記する。

① 会計方針の変更の内容として、法人税法の改正に伴い、本実務対応報告を適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備、構築物又はその両方に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更している旨

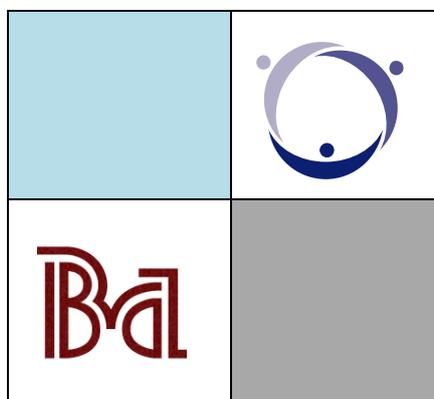
② 会計方針の変更による当期への影響額

取扱範囲は平成 28 年度税制改正に伴う償却方法の変更に限定し、その適用時期は本実務対応報告の公表日以後最初に終了する事業年度のみ

本実務対応報告は、取り扱う範囲を平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に限定して緊急に対応したものであり、今回に限られたものとされています。

また、本実務対応報告は、いわゆる税法基準により減価償却方法を定めてきた企業が税制改正に合わせて会計方針を変更する場合に適用されるものであることから、公表日以後最初に終了する事業年度の 1 回のみとされています。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日以後最初に終了する事業年度が本実務対応報告の公表日前 (現時点では「案」の段階で、最終報告の公表日は現在未定です。) に終了している場合には、当該事業年度に本実務対応報告を前倒しで適用することができるものとされています。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>